

議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定について

1. 条例制定の目的

令和6年7月26日、本市幹部職員が他職員に対し、複数回のハラスメントを行ったとして、人事課へ内部通報したものの、1年以上に亘り調査が進まなかったこと、また平成23年とかなり過去の案件も含まれていることから、人事課への通報に至るまで相当の歳月を要させてしまったことを踏まえ、今後、本市職員による法令違反等の不正な行為や社会的非難を招くような不適切な行為等（以下「不正な行為等」という。）が発生した場合又はその発生が疑われる場合において、適法かつ適正な行政の執行を確保することを目的として、公正かつ中立な当該事案の事実関係の究明、把握及び認定並びに再発防止のための提言等を求めるため、第三者調査委員会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として設置するもの

2. 主な条例の内容

条項	主な内容
第1条	（設置） 上記、条例制定の目的と同じ。
第2条	（所掌事務） 委員会は、市長の諮問に応じ、不正な行為等の事実関係、再発防止策その他市長が必要と認める事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定について

条項	主な内容
第3条	(委員) ▶委員会は、5人以内の委員をもって組織する。 ▶委員は弁護士のほか市長が必要と認める者
第4条	(委員長及び副委員長)
第5条	(会議)
第6条	(報告)
第7条	(守秘義務)
第8条	(報酬) ▶所掌事務に係る業務に従事したものとして市長が認める場合 時間額20,000円…① ※業務についてはヒアリングや書類作成等 ▶委員会の会議に出席する場合 1回当たり30,000円…② ▶①+②の1か月当たりの上限額 600,000円

議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定について

条項	主な内容
第9条	(庶務) ▶委員会の庶務は、臨時機構において処理する。 ▶庶務に従事する職員の任命に当たっては、当該不正な行為等の当事者、事実関係その他一切の事情を考慮する。
第10条	(委任)

3. 施行期日及び準備行為

公布の日から施行する。

条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

4. 諮問内容

(1) 内部通報案件9件(調査済案件を含む。)の事実関係の調査、認定等

(2) 本市の内部通報制度に関する要綱等の検証及び組織の在り方等の再発防止策

※調査方法等については第三者調査委員会に委ねることになるが、過去の案件も含まれることから、これまでの組織の在り方等も含めて様々な視点からの評価と再発防止に向けた取組の提言を求めたいと考えている。

議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定について

5. 第三者調査委員会の組織運営

- (1) 委員構成：弁護士5名を想定（当初3名の予定であったが、大阪弁護士会からの依頼を踏まえ、5名に変更）
- (2) 委員の選任方法：大阪弁護士会への推薦依頼
- (3) 委員会の運営：日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」を基本として運営し、調査期間の設定や調査結果の公表等についても同指針を踏まえ、同委員会の判断に委ねることを想定
- (4) 委員会の事務局：事案ごとに臨時機構を立ち上げ、利害関係等がない職員を配置予定

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年12月定例会

	<p>議案の 件名</p> <p>議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画・事業・<input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>
--	--	--------------------	--

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>本市職員による法令違反等の不正な行為や社会的非難を招くような不適切な行為等が発生した場合又はその発生が疑われる場合において、適法かつ適正な行政の執行を確保することを目的として、公正かつ中立な当該事案の事実関係の究明、把握及び認定並びに再発防止のための提言等を求めるため、第三者調査委員会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置するもの</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>																
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>内部通報案件があったにもかかわらず、1年以上に亘り調査が進まなかったことを踏まえ、市当局側の意向が反映されることなく、独立性が確保された組織において公正中立に事実関係を調査する必要があるため。また、内部通報に至るまで相当の歳月を要させてしまったことを踏まえ、これまでの組織の在り方等も含めて様々な視点からの評価と再発防止に向けた取組の提言を求める必要があるため。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>12月補正予算として、3か月分の費用9,000千円を計上。令和8年度新年度予算においても一定の費用を計上予定。</p>																
	<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>令和7年11月10日の全員協議会において、今後、第三者委員会による調査の実施を予定していることを説明。その後、大阪弁護士会と第三者委員会設置に向けた相談を実施。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">まちづくりの目標</td> <td style="width: 10%;">目 標</td> <td style="width: 60%;">—</td> </tr> <tr> <td>政策分野または経営方針</td> <td>分野・方針</td> <td>効率的・効果的な行政運営</td> </tr> <tr> <td>施策</td> <td>施 策</td> <td>その他</td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>	まちづくりの目標	目 標	—	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	施策	施 策	その他	計画名称		策定年度		計画期間	
	まちづくりの目標	目 標	—														
政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営															
施策	施 策	その他															
計画名称																	
策定年度																	
計画期間																	
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・<input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">公布の日</td> </tr> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>人事課</td> </tr> </table> <p>添付資料（有の場合は、その名称）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無（条例概要資料）</p>		公布の日	担当部局	担当課	総務部	人事課										
	公布の日																
担当部局	担当課																
総務部	人事課																